

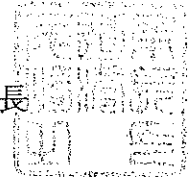


港長公示第2号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、同条第2項の規定により、公示する。

平成29年8月3日

尾道糸崎港長



尾道糸崎港第6区三原市糸崎岸壁前面海域における航泊の禁止について

三原市糸崎岸壁前面海域において、花火大会が開催されるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

記

1 期間

平成29年8月13日(日)

午後7時30分から午後8時45分までの間

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線と陸岸により囲まれた海面(別図のとおり)

イ. 北緯34度23分15.0秒 東経133度06分39.0秒

ロ. 北緯34度23分09.4秒 東経133度06分36.7秒

ハ. 北緯34度22分49.0秒 東経133度06分33.0秒

ニ. 北緯34度22分50.0秒 東経133度06分12.0秒

ホ. 北緯34度22分58.0秒 東経133度06分02.0秒

ヘ. 北緯34度23分24.8秒 東経133度06分07.8秒

3 標識

上記ハ、ニ及びホの地点とローハ間、ハーニ間、ニーホ間及びホーヘ間に灯付浮標(黄色、4秒1閃光、光達距離3.5Km)を設置している。

4 備考

(1) 航泊禁止期間中、警戒船8隻及び巡視艇が指導警戒にあたる。

(2) 次に掲げる船舶については、航泊の禁止を除外する。

尾道海上保安部所属巡視艇及び行事関係船舶(花火打上げ台船2隻、警戒船8隻、救助艇2隻)

